

生駒市 SDGs 未来都市ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市 SDGs 未来都市ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適切な使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(仕様)

第2条 ロゴマークの仕様は、別添「生駒市 SDGs 未来都市ロゴマーク使用ガイド」のとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークの著作権等一切の権利は、生駒市（以下「市」という。）に帰属する。

(使用の範囲)

第4条 ロゴマークを使用できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) いこま SDGs アクションネットワーク（以下「ネットワーク」という。）会員
- (3) 報道機関
- (4) その他市長が使用の必要を認めた者

(使用の申請)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ、生駒市 SDGs 未来都市ロゴマーク使用申請書（様式第1号）に申請者の事業内容がわかる資料、ロゴマークの使用形態を示す見本その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) ネットワークの会員が、営利を目的とせず、生駒市域において SDGs を推進するとき又は SDGs を推進する活動の PR を主たる目的として、使用するとき。
- (3) 報道機関が報道目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めるとき。

(使用の承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認し、当該申請をした者に通知するものとする。

- (1) 市又はネットワークの信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) SDGs の正しい理解を妨げるものと認められる場合
- (3) 「生駒市 SDGs 未来都市ロゴマーク使用ガイド」に従って使用しないおそれがあると認められる場合
- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用しないおそれがあると認められる場合
- (5) 営利を目的としていると認められる場合（市長が SDGs の推進に寄与するものと認

める場合を除く。)

- (6) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (7) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援するおそれがあると認められる場合
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている者の利益になるおそれがある場合
- (9) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (10) その他市長が使用について不相当と認める場合

2 市長は、ロゴマークの使用を承認するときは、必要に応じて条件を付すことができる。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長が認めた用途にのみ使用し、許可条件に従うこと。
- (2) 第2条に規定する仕様に従うこと。
- (3) ロゴマークを自己のものとして商標又は意匠に使用しないこと。
- (4) 市が当該商品、事業等を保証するかのような誤解を第三者に与えないよう配慮すること。

(使用内容の変更)

第9条 使用者は、承認を受けた使用内容について変更しようとするときは、事前に生駒市SDGs未来都市ロゴマーク使用承認変更申請書（様式第2号）により、市長の承認を受けなければならない。

(承認の取消)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反し、又は違反することが判明した場合
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けた場合
- (3) 第6条第2項の規定により付された条件に違反した場合

2 市長は、前項の規定による取消をしたときは、当該取消を受けた者に速やかに通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消をしたときは、当該取消を受けた者に対し、ロゴマークの使用の差止め及びロゴマークを使用した物品等の回収又は破棄を命ずることができる。

4 第1項の規定による取消を受けた者が受けた損害及びその者がロゴマークの使用によ

り第三者に与えた損害については、本市は、賠償の責めを負わない。

(損害賠償)

第11条 ロゴマークの使用により本市に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(承認の状況等の公開)

第12条 市長は、ロゴマークの使用促進を図る観点から、使用の承認の状況等を公開することができる。

(実績等の報告)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、ロゴマークの使用の状況又は実績の報告を求めることができる。

(施行の細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月29日から施行する。